

# インフルエンザについて

(登園停止の日数の数え方)

登園基準：発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで

インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは「発熱」の症状が現れた事を指します。

日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を1日と数えます。

例②

水曜日  
発症

木曜日  
1日

金曜日  
2日

土曜日  
3日  
解熱

日曜日  
4日  
1日

月曜日  
5日  
2日

火曜日  
6日  
3日

水曜日  
7日目  
登園可能

例①

水曜日  
発症

木曜日  
1日

金曜日  
2日  
解熱

土曜日  
3日  
1日

日曜日  
4日  
2日

月曜日  
5日  
3日

火曜日  
6日  
登園可能

※ここでいう解熱とは、36℃台の平熱のこと

※手洗い・うがいをしっかりし、十分な睡眠と栄養をとりましょう。

※発熱・咳・のどの痛み・関節痛等の症状がある場合は、早めに医療機関を受診してください。

インフルエンザと診断された場合は、ご連絡ください。

※ご家族がインフルエンザの場合は、登降園の付添もご遠慮くださいますよう、ご協力お願いします。